

一 農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年金融庁・農林水産省告示第四号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において使用する用語は、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二号。以下「自己資本比率告示」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>(単体における事業年度の開示事項)</p> <p>第二条 農業協同組合法施行規則（以下「規則」という。）第二百四十四条第一項第一号ホ(4)に規定する自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。</p> <p>2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成しなければならない。</p> <p>3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）の概要</p> <p>二〇九（略）</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において使用する用語は、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年三月二十八日金融庁告示第二号。以下「自己資本比率告示」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>(単体における事業年度の開示事項)</p> <p>第二条 農業協同組合法施行規則（以下「規則」という。）第二百四十四条第一項第一号ホ(4)に規定する自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、次項に定める定性的な開示事項及び第三項に定める定量的な開示事項とする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一 自己資本調達手段の概要</p> <p>二〇九（略）</p>

4| 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。
(削る)

一| 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ〜ニ (略)

(削る)

ホ| (略)

二| 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用される
エクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する
次に掲げる事項

イ〜ホ (略)

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク

3| 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一| 自己資本の構成に関する次に掲げる事項

イ| 基本的項目の額及び次に掲げる事項の額

(1) 出資金、回転出資金及び資本準備金

(2) 利益剰余金

(3) 基本的項目の額のうち(1)及び(2)に該当しないもの

(4) 自己資本比率告示第四条第一項第一号から第三号までの規

定により基本的項目から控除した額

(5) 自己資本比率告示第四条第一項第四号の規定により基本的

項目から控除した額

ロ| 自己資本比率告示第五条に定める補完的項目の額

ハ| 自己資本比率告示第六条に定める控除項目の額

ニ| 自己資本の額

二| 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ〜ニ (略)

ホ| 単体自己資本比率及び自己資本比率告示第二条の算式の分母
の額に対する基本的項目の額の割合

へ| (略)

三| 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用される
エクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する
次に掲げる事項

イ〜ホ (略)

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク

・ウエイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。

）並びに自己資本比率告示第五十四条第二項第二号、第五百五十三條第二項第二号及び第二百二十三條第一項（自己資本比率告示第九十九條、第一百一條及び第一百十條第一項において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・

ウエイトが適用されるエクスポージャーの額

ト（略）

チ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）

(1) (3) (略)

リ（略）

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PDLGD方式を適用する株式会社等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

三| 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法（内部格付手法のうち、

・ウエイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。

）並びに自己資本比率告示第六條第一項第二号及び第五号（自己資本比率告示第一百一條及び第一百十條第一項において準用する場合に限る。）の規定により資本控除した額

ト（略）

チ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）

(1) (3) (略)

リ（略）

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PDLGD方式を適用する株式会社等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比

四| 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォ

事業法人等向けエクスポージャーについてLGD及びEADの自組合推計値を用いない手法をいう。以下同じ。)が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー(信用リスク削減手法の効果は勘案された部分に限る。)の額(包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額)(基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。)

(1) (略)
(2) 適格資産担保(基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る。)

四|ロ (略)

五| 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 組合がオリジネーターである場合における信用リスク・アセスメントの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) (8) (略)
(9) 自己資本比率告示第二百二十三条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エ

リオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー(信用リスク削減手法の効果は勘案された部分に限る。)の額(包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額)(基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。)

(1) (略)
(2) 適格資産担保(基礎的内部格付手法採用組合に限る。)

五|ロ (略)

六| 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 組合がオリジネーターである場合における信用リスク・アセスメントの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) (8) (略)
(9) 自己資本比率告示第二百二十三条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種

クスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) (12) (略)

ロ 組合が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) (2) (略)

(3) 自己資本比率告示第二百二十三条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4) (5) (略)

六| 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額

(1) (2) (略)

ロゝホ (略)

七・八| (略)

(連結会計年度の開示事項)

第三条 規則第二百五条第一号ハ(3)に規定する自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

2| 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号により作成しなければならない。

類別の内訳

(10) (12) (略)

ロ 組合が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) (2) (略)

(3) 自己資本比率告示第二百二十三条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4) (5) (略)

七| 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額

(1) (2) (略)

ロゝホ (略)

八・九| (略)

(連結における事業年度の開示事項)

第三条 規則第二百五条第一号ハ(3)に規定する自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、次項に定める定性的な開示事項及び第三項に定める定量的な開示事項とする。

(新設)

3]

第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ 自己資本比率告示第十一条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則第五条に基づき連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

ロ (略)

ハ 自己資本比率告示第十五条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ニ 連結グループに属する会社であつて会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であつて会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

(削る)

ホ (略)

二 自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、自己資本比率告

2]

定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ 自己資本比率告示第十一条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点

ロ (略)

ハ 自己資本比率告示第十四条第一項第二号イ又はロに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

ニ 自己資本比率告示第十五条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容

ホ 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）第十一条の四十五第一項に規定する会社のうち同項第一号に掲げる業務を営むもの又は同法第十一条の四十七第一項第五号に掲げる会社のうち従属業務を営むもの若しくは同項第六号に掲げる会社であつて、連結グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

ヘ (略)

二 自己資本調達手段の概要

示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。)の概要

三〇十 (略)

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 その他金融機関等(自己資本比率告示第十三条第六項第一号に規定するその他金融機関等をいう。)であつて組合の子法人等であるものうち、規制上の所要自己資本を下回つた会社の名称と所要自己資本を下回つた額の総額

(削る)

三〇十 (略)

3 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 自己資本比率告示第十四条第一項第二号イ又はロに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回つた会社の名称と所要自己資本を下回つた額の総額

二 自己資本の構成に関する次に掲げる事項

イ 基本的項目の額及び次に掲げる事項の額

(1) 出資金、回転出資金及び資本剰余金

(2) 利益剰余金

(3) 連結子法人等の少数株主持分の合計額

(4) 基本的項目の額のうち(1)から(3)までに該当しないもの

(5) 自己資本比率告示第十二条第一項第一号から第五号までの

規定により基本的項目から控除した額

(6) 自己資本比率告示第十二条第一項第六号の規定により基本的項目から控除した額

ロ 自己資本比率告示第十三条に定める補完的項目の額

ハ 自己資本比率告示第十四条に定める控除項目の額

ニ 自己資本の額

三 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ〇二 (略)

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ〇二 (略)

(削る)

ホ| (略)

三| 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

イ|ホ (略)

へ| 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク
・ ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。

）並びに自己資本比率告示第五十四条第二項第二号、第五十三
条第二項第二号及び第二百二十三条第一項（自己資本比率告示第九十九条、第百一条及び第百十条第一項において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・
ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

ト (略)

チ| 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）

(1) (3) (略)

リ (略)

ホ| 連結自己資本比率及び自己資本比率告示第十条の算式の分母の額に対する基本的項目の額の割合

へ| (略)

四| 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

イ|ホ (略)

へ| 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク
・ ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。

）並びに自己資本比率告示第十四条第三号及び第六号（自己資本比率告示第百一条及び第百十条第一項において準用する場合に限る。）の規定により資本控除した額

ト (略)

チ| 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）

(1) (3) (略)

リ (略)

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソ
ブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャ
ー、P/L/GD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用
不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向
けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー
ごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソ
ブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャ
ー、P/L/GD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用
不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向
けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー
ごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比

四| 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフ
オリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエ
クスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分
に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ
調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場
合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内
部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人
向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金
融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。
）

(1) (略)

(2) 適格資産担保（基礎的内部格付手法が適用されるポートフ
オリオに係るものに限る。）

五| 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフ
オリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエ
クスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分
に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ
調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場
合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内
部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人
向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金
融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。
）

(1) (略)

(2) 適格資産担保（基礎的内部格付手法採用組合に限る。）

五| (略)

六| 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

六| (略)

七| 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)～(8) (略)

(9) 自己資本比率告示第二百二十三条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10)～(12) (略)

ロ 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 自己資本比率告示第二百二十三条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4)・(5) (略)

七| 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額

(1)・(2) (略)

ロ～ホ (略)

八・九| (略)

イ 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)～(8) (略)

(9) 自己資本比率告示第二百二十三条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10)～(12) (略)

ロ 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 自己資本比率告示第二百二十三条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4)・(5) (略)

八| 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額

(1)・(2) (略)

ロ～ホ (略)

九・十| (略)

(半期の開示事項)

第四条 規則第二百七条第一項に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項については、第二条(第三項を除く。)の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四条第一項の規定により読み替えて準用する第二条第一項」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第四条第一項の規定により読み替えて準用する第二条第一項の定量的な」と読み替えるものとする。

2 規則第二百七条第一項に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項(連結自己資本比率を算出する組合に係るものに限る。)については、前項に規定するところによるほか、前条(第三項を除く。)の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四条第二項の規定により読み替えて準用する第三条第一項」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第四条第二項の規定により読み替えて準用する第三条第一項の定量的な」と読み替えるものとする。

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成十九年三月三十一日から適用する。ただし、先進的内部格付手法又は先進的計測手法を使用する組合にあっては、平成二十年三月三十一日から適用する。
(自己資本の構成に関する開示事項に係る経過措置)

(半期の開示事項)

第四条 規則第二百七条に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、第二条第三項及び前条第三項に定める定量的な開示事項とする。

附 則

この告示は、平成十九年三月三十一日から適用する。ただし、先進的内部格付手法又は先進的計測手法を使用する組合にあっては、平成二十年三月三十一日から適用する。

第二条 農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事

(新設)

項等の一部を改正する告示(平成二十六年^{金融}告示第一号。農林水産省)

次項において「平成二十六年改正告示」という。)の適用の日から平成三十一年三月三十日までの間における第二条第二項(第四条第一項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、同項中「別紙様式第一号」とあるのは、「附則別紙様式第一号」とする。

2 平成二十六年改正告示の適用の日から平成三十一年三月三十日までの間における第三条第二項(第四条第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、同項中「別紙様式第二号」とあるのは、「附則別紙様式第二号」とする。

二 漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年金融庁・農林水産省告示第五号）

改正案

現行

<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において使用する用語は、漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年^{金融}農林水産省告示第三号。以下「自己資本比率告示」という。）において使用する用語の例による。</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において使用する用語は、漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年三月二十八日^{金融}農林水産省告示第三号。以下「自己資本比率告示」という。）において使用する用語の例による。</p>
<p>(単体における事業年度の開示事項)</p> <p>第二条 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（以下「令」という。）第四十八条第一項第一号ホ(4)に規定する自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。</p>	<p>(単体における事業年度の開示事項)</p> <p>第二条 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（以下「令」という。）第四十八条第一項第一号ホ(4)に規定する自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、次に定める定性的な開示事項及び第三項に定める定量的な開示事項とする。</p>
<p>2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成しなければならない。</p> <p>3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）の概要</p>	<p>2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一 自己資本調達手段の概要</p>

二〇九 (略)

4| 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。
(削る)

一| 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ〜ニ (略)

(削る)

ホ| (略)

二| 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用される
エクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に關す
る次に掲げる事項

イ〜ホ (略)

二〇九 (略)

3| 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一| 自己資本の構成に関する次に掲げる事項

イ| 基本的項目の額及び次に掲げる事項の額

(1)| 出資金、回転出資金及び資本準備金

(2)| 利益剰余金

(3)| 基本的項目の額のうち(1)及び(2)に該当しないもの

(4)| 自己資本比率告示第四条第一項第一号から第三号までの規

定により基本的項目から控除した額

(5)| 自己資本比率告示第四条第一項第四号の規定により基本的

項目から控除した額

ロ| 自己資本比率告示第五条に定める補完的項目の額

ハ| 自己資本比率告示第六条に定める控除項目の額

ニ| 自己資本の額

二| 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ〜ニ (略)

ホ| 単体自己資本比率及び自己資本比率告示第二条の算式の分母
の額に対する基本的項目の額の割合

ヘ| (略)

三| 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用される
エクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に關す
る次に掲げる事項

イ〜ホ (略)

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク
・ ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した
後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の
額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。

）並びに自己資本比率告示第五十四条第二項第二号、第五十三
条第二項第二号及び第二百二十三条第一項（自己資本比率告
示第九十九条、第一百一条及び第一百十条第一項において準用する
場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・
ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

ト (略)

チ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲
げるエクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項
（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものと
する。）

(1) (3) (略)

リ (略)

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソ
ブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャ
ー、PDL/GD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用
不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向
けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャ
ーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

三| 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク
・ ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した
後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の
額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。

）並びに自己資本比率告示第六条第一項第二号及び第五号（自
己資本比率告示第一百一条及び第一百十条第一項において準用する
場合に限る。）の規定により資本控除した額

ト (略)

チ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲
げる事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映す
るものとする。）

(1) (3) (略)

リ (略)

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソ
ブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャ
ー、PDL/GD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用
不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向
けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャ
ーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比

四| 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法（内部格付手法のうち、

事業法人等向けエクスポージャーについてLGD及びEADの

自組合推計値を用いない手法をいう。以下同じ。）が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果は勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）

(1) (略)

(2) 適格資産担保（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る。）

ロ (略)

四 (略)

五 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 組合がオリジネーターである場合における信用リスク・アセスメントの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) (8) (略)

(9) 自己資本比率告示第二百二十三条第一項の規定により千二

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォ

リオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果は勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）

(1) (略)

(2) 適格資産担保（基礎的内部格付手法採用組合に限る。）

ロ (略)

五 (略)

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 組合がオリジネーターである場合における信用リスク・アセスメントの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) (8) (略)

(9) 自己資本比率告示第二百二十三条の規定により自己資本か

百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) (12) (略)

ロ 組合が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートジャーに関する次に掲げる事項

(1) (2) (略)

(3) 自己資本比率告示第二百二十三条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4) (5) (略)

六 出資等又は株式等エクスポートジャーに関する次に掲げる事項

イ 貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額

(1) (2) (略)

ロ ホ (略)

七・八 (略)

(連結会計年度の開示事項)

第三条 令第四十八条第三項第一号ハ(3)に規定する自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号によ

ら控除した証券化エクスポートジャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) (12) (略)

ロ 組合が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートジャーに関する次に掲げる事項

(1) (2) (略)

(3) 自己資本比率告示第二百二十三条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポートジャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4) (5) (略)

七 出資等又は株式等エクスポートジャーに関する次に掲げる事項

イ 貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額

(1) (2) (略)

ロ ホ (略)

八・九 (略)

(連結における事業年度の開示事項)

第三条 令第四十八条第三項第一号ハ(3)に規定する自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、次に定める定性的な開示事項及び第三項に定める定量的な開示事項とする。

(新設)

り作成しなければならない。

3| 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ 自己資本比率告示第十一条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則第五条に基づき連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

ロ (略)

ハ 自己資本比率告示第十五条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ニ 連結グループに属する会社であつて会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であつて会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

(削る)

ホ (略)

2| 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ 自己資本比率告示第十一条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点

ロ (略)

ハ 自己資本比率告示第十四条第一項第二号イ又はロに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

ニ 自己資本比率告示第十五条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容

ホ 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十条七条の十四第一項に規定する会社のうち同項第一号に掲げる業務を営むもの又は同法第八十七条の三第一項第五号に掲げる会社のうち従属業務を営むもの若しくは同項第六号に掲げる会社であつて、連結グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

ヘ (略)

二 自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）の概要

三々十（略）

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 その他金融機関等（自己資本比率告示第十三条第六項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であつて組合の子法人等であるものうち、規制上の所要自己資本を下回つた会社の名称と所要自己資本を下回つた額の総額（削る）

二 自己資本調達手段の概要

三々十（略）

3 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 自己資本比率告示第十四条第一項第二号イ又はロに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回つた会社の名称と所要自己資本を下回つた額の総額

二 自己資本の構成に関する次に掲げる事項

イ 基本的項目の額及び次に掲げる事項の額

(1) 出資金、回転出資金及び資本剰余金

(2) 利益剰余金

(3) 連結子法人等の少数株主持分の合計額

(4) 基本的項目の額のうち(1)から(3)までに該当しないもの

(5) 自己資本比率告示第十二条第一項第一号から第五号までの

規定により基本的項目から控除した額

(6) 自己資本比率告示第十二条第一項第六号の規定により基本的項目から控除した額

ロ 自己資本比率告示第十三条に定める補完的項目の額

ハ 自己資本比率告示第十四条に定める控除項目の額

ニ 自己資本の額

三 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ〜ニ (略)

(削る)

ホ | (略)

三 | 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用される
エクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に關する
次に掲げる事項

イ〜ホ (略)

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク
・ウエイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した
後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の
額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。

）並びに自己資本比率告示第五十四条第二項第二号、第五百十
三条第二項第二号及び第二百二十三条第一項（自己資本比率告
示第九十九条、第一百一条及び第一百十條第一項において準用する
場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・

ウエイトが適用されるエクスポージャーの額

ト (略)

チ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲
げるエクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項
（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものと
する。）

(1) (3) (略)

イ〜ニ (略)

ホ | 連結自己資本比率及び自己資本比率告示第十条の算式の分母
の額に対する基本的項目の額の割合

へ | (略)

四 | 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用される
エクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に關する
次に掲げる事項

イ〜ホ (略)

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク
・ウエイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した
後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の
額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。

）並びに自己資本比率告示第十四条第一項第三号及び第六号（
自己資本比率告示第一百一条及び第一百十條第一項において準用す
る場合に限る。）の規定により資本控除した額

ト (略)

チ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲
げる事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映す
るものとする。）

(1) (3) (略)

リ (略)

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソ
ブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャ
ー、PDLGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用
不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向
けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャ
ーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

四| 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフオ
リオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエ
クスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分
に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリテイ
調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場
合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内
部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人
向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金
融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。

(1) (略)

(2) 適格資産担保（基礎的内部格付手法が適用されるポートフ
オリオに係るものに限る。）

ロ (略)

五| (略)

リ (略)

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソ
ブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャ
ー、PDLGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用
不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向
けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャ
ーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比

五| 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフオ
リオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエ
クスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分
に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリテイ
調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場
合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内
部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人
向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金
融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。

(1) (略)

(2) 適格資産担保（基礎的内部格付手法採用組合に限る。）

ロ (略)

六| (略)

六| 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) (2) (略)

(9) 自己資本比率告示第二百二十三条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

クスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) (12) (略)

ロ 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) (2) (略)

(3) 自己資本比率告示第二百二十三条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4) (5) (略)

七| 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額

(1) (2) (略)

ロ ホ (略)

八・九| (略)

七| 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) (2) (略)

(9) 自己資本比率告示第二百二十三条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

クスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) (12) (略)

ロ 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) (2) (略)

(3) 自己資本比率告示第二百二十三条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4) (5) (略)

八| 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額

(1) (2) (略)

ロ ホ (略)

九・十| (略)

(半期の開示事項)

第四条 令第四十九条の二第一項に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項については、第二条(第三項を除く。)の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四条第一項の規定により読み替えて準用する第二条第一項」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第四条第一項の規定により読み替えて準用する第二条第一項の定量的な」と読み替えるものとする。

2 令第四十九条の二第二項に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項(連結自己資本比率を算出する組合に係るものに限る。)については、前項に規定するところによるほか、前条(第三項を除く。)の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四条第二項の規定により読み替えて準用する第三条第一項」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第四条第二項の規定により読み替えて準用する第三条第一項の定量的な」と読み替えるものとする。

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成十九年三月三十一日から適用する。ただし、先進的内部格付手法又は先進的計測手法を使用する組合にあっては、平成二十年三月三十一日から適用する。

(半期の開示事項)

第四条 令第四十九条の二第一項に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、第二条第三項及び前条第三項に定める定量的な開示事項とする。

附 則

この告示は、平成十九年三月三十一日から適用する。ただし、先進的内部格付手法又は先進的計測手法を使用する組合にあっては、平成二十年三月三十一日から適用する。

(自己資本の構成に関する開示事項に係る経過措置)

第二条 農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事

項等の一部を改正する告示(平成二十六年^{金融庁}農林水産省告示第一号。

次項において「平成二十六年改正告示」という。)の適用の日から平成三十一年三月三十日までの間における第二条第二項(第四条第一項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、同項中「別紙様式第一号」とあるのは、「附則別紙様式第一号」とする。

2 平成二十六年改正告示の適用の日から平成三十一年三月三十日までの間における第三条第二項(第四条第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、同項中「別紙様式第二号」とあるのは、「附則別紙様式第二号」とする。

(新設)

三 農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年金融庁・農林水産省告示第六号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において使用する用語は、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年^金農林水産省^融告示第四号。以下「自己資本比率告示」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>(単体における事業年度の開示事項)</p> <p>第二条 農林中央金庫法施行規則（以下「規則」という。）第百二十二条第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。</p> <p>2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成しなければならない。</p> <p>3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一〜九 (略)</p> <p>十 貸借対照表の科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において使用する用語は、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年三月二十八日^金農林水産省^融告示第四号。以下「自己資本比率告示」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>(単体における事業年度の開示事項)</p> <p>第二条 農林中央金庫法施行規則（以下「規則」という。）第百二十二条第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、次項に定める自己資本の構成に関する開示事項、第三項に定める定性的な開示事項及び第四項に定める定量的な開示事項とする。</p> <p>2 自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成しなければならない。</p> <p>3 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一〜九 (略)</p> <p>十 貸借対照表の科目が前項に定める自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するか</p>

明

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

イ ホ (略)

ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク
・ ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。

）並びに自己資本比率告示第五十六条の五第二項第二号、第五百四十四条の二第二項第二号及び第二百二十四条第一項（自己資本比率告示第二百二条、第四百四条及び第百十三条第一項において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

ト (略)

チ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）

(1) (3) (略)

リ (略)

についての説明

4 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 (略)

二 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

イ ホ (略)

ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク
・ ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。

）並びに自己資本比率告示第五十六条の五第二項第二号、第五百四十四条の二第二項第二号及び第二百二十四条（自己資本比率告示第四百四条及び第百十三条第一項において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

ト (略)

チ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）

(1) (3) (略)

リ (略)

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソ
ブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャ
ー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住
用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール
向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャ
ーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

三 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法（内部格付手法のうち、
事業法人等向けエクスポージャーについてLGD及びEADの
自金庫推計値を用いない手法をいう。以下同じ。）が適用され
るポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が
適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘
案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボ
ラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を
行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額
）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて
は、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポー
ジャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示するこ
とを要する。）

- (1) (略)
- (2) 適格資産担保（基礎的内部格付手法が適用されるポートフ
オリオに係るものに限る。）

ロ (略)

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソ
ブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャ
ー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住
用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール
向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャ
ーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比

三 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォ
リオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエ
クスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分
に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ
調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場
合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内
部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人
向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金
融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）

- (1) (略)
- (2) 適格資産担保（農林中央金庫が基礎的内部格付手法を採用
する場合に限る。）

ロ (略)

四 (略)

五 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 農林中央金庫がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)～(8) (略)

(9) 自己資本比率告示第二百二十四条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10)～(12) (略)

ロ 農林中央金庫が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 自己資本比率告示第二百二十四条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4)・(5) (略)

ハ 農林中央金庫がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)～(8) (略)

(9) 自己資本比率告示第二百七十九条の五第二項において読み

四 (略)

五 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 農林中央金庫がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)～(8) (略)

(9) 自己資本比率告示第二百二十四条の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10)～(12) (略)

ロ 農林中央金庫が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 自己資本比率告示第二百二十四条の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4)・(5) (略)

ハ 農林中央金庫がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)～(8) (略)

(9) 自己資本比率告示第二百七十九条の五第二項の規定により

替えて準用する自己資本比率告示第二百二十四条（第一項第二号を除く。）の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) (略)

ニ 農林中央金庫が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) (3) (略)

(4) 自己資本比率告示第二百七十九条の五第二項において読み替えて準用する自己資本比率告示第二百二十四条（第一項第二号を除く。）の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

六 (略)

七 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項（特定取引に係るものを除く。次条第四項第八号において同じ。）

イ 貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額

(1) (2) (略)

ロ～ホ (略)

八・九 (略)

百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) (略)

ニ 農林中央金庫が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) (3) (略)

(4) 自己資本比率告示第二百七十九条の五第二項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

六 (略)

七 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項（特定取引に係るものを除く。次条第四項第八号において同じ。）

イ 貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額

(1) (2) (略)

ロ～ホ (略)

八・九 (略)

(連結会計年度の開示事項)

第三条 規則第百十三条第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号により作成しなければならない。

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ 自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則第五条に基づき連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

ロ (略)

ハ 自己資本比率告示第九条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ニ (略)

(削る)

(連結における事業年度の開示事項)

第三条 規則第百十三条第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、次項に定める自己資本の構成に関する開示事項、第三項に定める定性的な開示事項及び第四項に定める定量的な開示事項とする。

2 自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号により作成しなければならない。

3 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ 自己資本比率告示第三条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）に基づき連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

ロ (略)

(新設)

ハ (略)

ニ 自己資本比率告示第九条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ホ (略)

二〇十 (略)

十一 自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第二号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 その他金融機関等(自己資本比率告示第八号第一項第一号に規定するその他金融機関等をいう。)であつて農林中央金庫の子法人等であるものうち、規制上の所要自己資本を下回つた会社の名称と所要自己資本を下回つた額の総額

二 (略)

三 信用リスク(信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)に関する次に掲げる事項

イホ (略)

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高(格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。

こ)並びに自己資本比率告示第五十六条の五第二項第二号、第五百四十四条の二第二項第二号及び第二百二十四条第一項(自己資

ホ (略)

二〇十 (略)

十一 自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が前項に定める自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第二号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

4 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 その他金融機関等であつて農林中央金庫の子法人等であるものうち、規制上の所要自己資本を下回つた会社の名称と所要自己資本を下回つた額の総額

二 (略)

三 信用リスク(信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)に関する次に掲げる事項

イホ (略)

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高(格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。

こ)並びに自己資本比率告示第五十六条の五第二項第二号、第五百四十四条の二第二項第二号及び第二百二十四条(自

本比率告示第百二条、第百四条及び第百十三条第一項において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

ト (略)

チ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）

(1) (3) (略)

リ (略)

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PDL/GD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

四 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方向調整を行っている場合は、当該上方向調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内

己資本比率告示第百四条及び第百十三条第一項において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

ト (略)

チ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）

(1) (3) (略)

リ (略)

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PDL/GD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比

四 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方向調整を行っている場合は、当該上方向調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内

部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。

(1) (略)

(2) 適格資産担保（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る。）

ロ (略)

五 (略)

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) (8) (略)

(9) 自己資本比率告示第二百二十四条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) (12) (略)

ロ 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) (2) (略)

(3) 自己資本比率告示第二百二十四条第一項の規定により千二

部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。

(1) (略)

(2) 適格資産担保（農林中央金庫が基礎的内部格付手法を採用する場合に限る。）

ロ (略)

五 (略)

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) (8) (略)

(9) 自己資本比率告示第二百二十四条の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) (12) (略)

ロ 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) (2) (略)

(3) 自己資本比率告示第二百二十四条の規定により千二百五十

百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4)・(5) (略)

ハ 連結グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)～(8) (略)

(9) 自己資本比率告示第二百七十九条の五第二項において読み替えて準用する自己資本比率告示第二百二十四条(第一項第二号を除く。)の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) (略)

ニ 連結グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)～(3) (略)

(4) 自己資本比率告示第二百七十九条の五第二項において読み替えて準用する自己資本比率告示第二百二十四条(第一項第二号を除く。)の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

七 (略)

パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4)・(5) (略)

ハ 連結グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)～(8) (略)

(9) 自己資本比率告示第二百七十九条の五第二項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) (略)

ニ 連結グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)～(3) (略)

(4) 自己資本比率告示第二百七十九条の五第二項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

七 (略)

八 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額

(1)・(2) (略)

ロ・ホ (略)

九・十 (略)

5 第一号の額を直前に終了した連結会計年度(連結財務諸表の作成に係る期間をいう。第五号及び第七号において同じ。)末の為替レートでユーロに換算して得られたものが、二千億ユーロを超える場合における第一項の定量的な開示事項は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。

一 資産及び取引に関する次に掲げる事項の残高の合計額

イ 派生商品取引及び長期決済期間取引に関する再構築コストの額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額(法的に有効な相対ネットイング契約の効果を勘案できるものとし、零を下回らないものに限る。)

ロ レポ形式の取引に係るグロスの資産残高及び貸出資産と借入資産との評価差額

ハ 資産の額(イ及びロに掲げるもの、普通出資等Tier1資本に係る調整項目の額並びにその他Tier1資本に係る調整項目の額を除く。)

ニ オフ・バランス取引(派生商品取引及び長期決済期間取引並びにレポ形式の取引を除く。)の与信相当額

八 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額

(1)・(2) (略)

ロ・ホ (略)

九・十 (略)

(新設)

- 二 金融機関等（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）
第二条第九項に規定する金融商品取引業者、保険会社、中央清算
機関、厚生年金基金その他これらに類する事業を営む者を含む。
以下この号、次号及び第八号において同じ。）向け与信に関する
次に掲げる事項の残高の合計額
- イ 金融機関等向け預金及び貸出金の額（コミットメントの未引
出額を含む。）
- ロ 金融機関等が発行した有価証券（担保付社債、一般無担保社
債、劣後債、短期社債、譲渡性預金及び株式をいう。第四号に
おいて同じ。）の保有額
- ハ 金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポージャ
ーの額（法的に有効な相対ネットリング契約の効果を勘案でき
るものとし、零を下回らないものに限る。）
- ニ 金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場及び
同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場（次号及び第
八号において「金融商品市場等」という。）によらないで行う
金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正
価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したア
ドオンの額（法的に有効な相対ネットリング契約の効果を勘案
できるものとし、零を下回らないものに限る。）
- 三 金融機関等に対する債務に関する次に掲げる事項の残高の合計
額
- イ 金融機関等からの預金の額及びコミットメントの未引出額

- ロ 金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポージャーの額（法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案できるものとし、零を上回らないものに限る。）
- ハ 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額（法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案できるものとし、零を上回らないものに限る。）
- 四 発行済有価証券の残高
- 五 直近に終了した連結会計年度における日本銀行金融ネットワークシステム、全国銀行資金決済ネットワークその他これらに類する決済システムを通じた決済の年間の合計額
- 六 信託財産及びこれに類する資産の残高
- 七 直近に終了した連結会計年度における債券及び株式に係る引受け（金融商品取引法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。）の年間の合計額
- 八 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る想定元本の額の残高
- 九 次に掲げる有価証券（流動性が高いと認められるものを除く。）の残高の合計額
 - イ 売買目的有価証券
 - ロ その他有価証券
- 十 観察可能な市場データではない情報に基づき公正価値評価され

た資産の残高

十一 対外与信の残高

十二 対外債務の残高

(半期の開示事項)

第四条 第二条(第三項第一号から第九号までを除く。)及び前条(第三項第二号から第十号まで及び第五項を除く。)の規定は、規則第一百六条第一項に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項について準用する。この場合において、第二条第二項中「前項」とあるのは「第四条の規定により読み替えて準用する第二項第一項」と、同条第三項中「第一項の定性的な」とあるのは「第四条の規定により読み替えて準用する第二条第一項の定性的な」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第四条の規定により読み替えて準用する第二条第一項の定量的な」と、同項第一号へ中「をいう。第五条第一項第七号において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同項第七号中「除く。次条第四項第八号において同じ。」とあるのは「除く。」と、前条第二項中「前項」とあるのは「第四条の規定により読み替えて準用する第三条第一項」と、同条第三項中「第一項の定性的な」とあるのは「第四条の規定により読み替えて準用する第三条第一項の定性的な」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第四条の規定により読み替えて準用する第三条第一項の定量的な」と、同項第二号へ中「をいう。第五条第一項第七号において同じ。」とあるのは「をいう。」と読み替え

(半期の開示事項)

第四条 規則第一百六条第一項に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、第二条第二項及び前条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項、第二条第三項第十号に定める貸借対照表の科目が同条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明、同条第四項及び前条第四項に定める定量的な開示事項、同条第三項第一号に定める連結の範囲に関する事項並びに同項第十一号に定める自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各項目の額及びこれらの科目が前条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第二号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明とする。

2 前項に規定する事項のうち、第二条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項は別紙様式第一号により作成し、前条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号により作成しなければならない。

るものとする。

(四半期の開示事項)

第五条 規則第百十六條第二項に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜七 (略)

八 単体における自己資本の構成に関する開示事項

九 貸借対照表の科目が前号の自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

十 連結における自己資本の構成に関する開示事項

十一 自己資本比率告示第三條の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が前号の自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第二号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

十二・十三 (略)

2 前項第八号に掲げる事項は別紙様式第一号により、同項第十号に掲げる事項は別紙様式第二号により、同項第十二号に掲げる事項は別紙様式第三号によりそれぞれ作成するものとする。

3 第一項第九号及び第十一号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする貸借対照表及び連結貸借対照表が金融商品取引法第二十四條第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、同法第二十四條の四の七第一項の規定に基づく四半期報

(四半期の開示事項)

第五条 規則第百十六條第二項に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一〜七 (略)

八 第二條第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項

九 第二條第三項第十号に掲げる事項

十 第三條第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項

十一 第三條第三項第十一号に掲げる事項

十二・十三 (略)

2 前項第八号に掲げる事項は別紙様式第一号により作成し、同項第十号に掲げる事項は別紙様式第二号により作成し、同項第十二号に掲げる事項は別紙様式第三号により作成しなければならない。

3 第一項第九号及び第十一号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする貸借対照表及び連結貸借対照表が金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十四條第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、同法第二十四條の四の

告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成十九年三月三十一日から適用する。ただし、農林中央金庫が先進的内部格付手法又は先進的計測手法を使用する場合にあつては、平成二十年三月三十一日から適用する。

(自己資本の構成に関する開示事項に係る経過措置)

第二条 農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項等の一部を改正する告示(平成二十六年^{金融庁}告示第一号。農林水産省)の第二項及び第三項において「平成二十六年改正告示」という。)の適用の日から平成三十年三月三十日までの間における第二条第二項(第四条において読み替えて準用する場合を含む。)、第二条第三項第十号(第四条において準用する場合を含む。)、及び第五条第一項第九号の規定の適用については、これらの規定中「別紙様式第一号」とあるのは、「附則別紙様式第一号」とする。

2 平成二十六年改正告示の適用の日から平成三十年三月三十日までの間における第三条第二項(第四条において読み替えて準用する場合を含む。)、第三条第三項第十一号(第四条において準用する場合を含む。)、及び第五条第一項第十一号の規定の適用については、

七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。

附 則

この告示は、平成十九年三月三十一日から適用する。ただし、農林中央金庫が先進的内部格付手法又は先進的計測手法を使用する場合にあつては、平成二十年三月三十一日から適用する。

(新設)

これらの規定中「別紙様式第二号」とあるのは、「附則別紙様式第二号」とする。

3 平成二十六年改正告示の適用の日から平成三十年三月三十一日までの間における第五条第二項の規定の適用については、同項中「別紙様式第一号により、同項第十号に掲げる事項は別紙様式第二号」とあるのは、「附則別紙様式第一号により、同項第十号に掲げる事項は附則別紙様式第二号」とする。

(別紙様式第二号)

(単位：百万円、%)

項目	国際様式の 該当番号
(略)	
普通出資等 Tier1資本に係る調整項目 (2)	
(略)	(略)
退職給付に係る資産の額	15

(別紙様式第二号)

(単位：百万円、%)

項目	国際様式の 該当番号
(略)	
普通出資等 Tier1資本に係る調整項目 (2)	
(略)	(略)
前払年金費用の額	15

(注) (略)	(注) (略)
(略)	(略)

○ 農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部を改正する告示（平成二十五年金融庁・農林水産省告示第八号）（附則第三条関係）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>この告示は、平成二十五年三月三十一日から適用する。</p> <p>(削る)</p>	<p>附則</p> <p><u>（適用時期）</u></p> <p>第一条 この告示は、平成二十五年三月三十一日から適用する。 （自己資本の構成に関する開示事項に係る経過措置）</p> <p>第二条 この告示による改正後の農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項（次項において「新告示」という。）第二条第二項、第四条第二項又は第五条第二項の規定に基づき、別紙様式第一号により作成する自己資本の構成に関する開示事項は、平成三十年三月三十日までの間は、附則別紙様式第一号により作成しなければならない。</p> <p>2 新告示第三条第二項、第四条第二項又は第五条第二項の規定に基づき、別紙様式第二号により作成する自己資本の構成に関する開示事項は、平成三十年三月三十日までの間は、附則別紙様式第二号により作成しなければならない。</p> <p>(附則別紙様式第一号) (略) (附則別紙様式第二号)</p>
<p>(削る)</p>	<p>(削る)</p>

(略)